

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成31年2月21日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時34分 散会

付託事件

- (1) 平成29年請願第1号,平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ② 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関することについて (障害福祉課)
- ② 水戸市災害弔慰金の支給等に関することについて (福祉総務課)
- ③ 水戸市医療福祉費支給に関することについて (国保年金課)
- ④ 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関することについて (幼児教育課)
- ⑤ 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて (幼児教育課)
- ⑥ 水戸市総合教育研究所に関することについて (総合教育研究所)
- ⑦ 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について (歴史文化財課)
- ⑧ 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について (歴史文化財課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職,氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防次長兼 北消防署長	小泉直紀君	消防本部参事	鈴木豊君
消防本部参事	小川喜実君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	川俣智君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長	五上義隆君
総合教育研究 所長	萩谷孝男君	学校管理課長	鎮目英俊君
学校保健給食 課長	大和敦子君	学校施設課長	埴敏之君
生涯学習課長	大澤秀樹君	歴史文化財 課長	白石嘉亮君
中央図書館長	松本崇君	総合教育 研究所副所長	小川佐栄子君

6 事務局職員出席者

書記	嘉成将大君	書記	矢吹友鏡君
----	-------	----	-------

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

初めに、平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 本請願につきましては、私もこれまで賛成の立場で意見を申し上げてきました。障害者のグループホームや入所施設の拡充、また、地域生活支援拠点の国の責任での整備、障害者関係予算の大幅増額といった内容ですけれども、水戸市内でもそうした入所施設が不足をして、待機者がいらっしゃるという議論を執行部ともやってきたわけですが、現在、最新の状況としてはどれくらいの待機者がいらっしゃって、そのお持ちになっている方の年齢構成などはどういうふうになっているのか、今日の議論が最後になると思いますので、改めてお聞きして意見を申し上げたいと思いますので、お答えいただければと思います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

平成31年1月末現在の施設入所支援に対する待機者につきましては104名となっております。

昨年7月から同じ状況でございます。年齢構成といたしましては40歳以上65歳未満の方が48名というところでございます。40歳未満の方につきましては、56名というような状況となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 最近ですね、河和田のほうに民間の宿泊法人の入所施設が定員40名でできたということも聞きましたが、それがあっても、ほぼそちらも満員になっているような状況だとお聞きしていますが、それでも104名ということで、待機の方がふえている現状があります。

内原の県立あすなろの郷のコロニーも待機者が140人ぐらい、うち水戸市内の方は90名程度いらっしゃるということでもありますので、いずれにしても先ほど年齢構成をお聞きしても中高年の方が半数を占めているような状況があり、それを高齢の親が介護しているというのが現実だろうというふうに思います。そういう点では地域で暮らせる環境をなるべく整えようということは一方でありつつも、やはり限界が来ているのかなというふうに思いますので、この請願趣旨である通所も入所も資源を拡充していくことですか、それを支える地域生活支援拠点の整備というのはやはり欠かすことができない問題だろうというふうに思いますので、趣旨に賛同して、ぜひ採択できるように取り計らっていただければと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、田中委員のほうからもグループホーム等の話が出ました。

別の観点から見ますと、なかなか申し込みにしているんだけど、いざ入所ということになると、現実の問題として、もう少しうちの中でという、こういうふうな意見があって、新しくつくっても満床になるのに時間がかかるなどの例もあったりして、非常にその親御さんがこの障害者の皆さん方をグループホームにという考え方もある程度早急ではない部分があって、とりあえず安全で予約をしておこうかなど、こういうふうな流れもあるようにも承っておりますので、この辺についてはもう私どもの勉強不足かもわかりませんが、もう少し精査をして、そして、本当に足りないということであれば、これらの要望に答えていかなくちやならないと思っておりますので、本日のところは大変申しわけありませんけれども、継続をさせていただいて、そういったところの調査、それから地域での受け皿づくりがどの程度まで進行しているのか、こういったことも精査しながらさらに検討してまいりたいと思っておりますので、そういったところで、委員長のほうでお取り計らいをお願いします。

○高倉委員長 それでは、ただいまの平成29年請願第1号につきましては、本日のところは継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成29年請願第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 本請願も提出されて以来、賛成の立場で意見を申し上げてきました。

請願項目3つでありまして、年金の隔月支給を国際標準の毎月支給に改めてほしいということで、ヨーロッパでは毎月支給であったり、アメリカのある州では2週に一遍支給されるという、いわゆる所得保障としての性格からいって、それが国際水準だということでもあります。

それから、年金の支給開始年齢の引き上げについては、65歳を67、68、70歳以上というのが方針として出ていて、さらに所得が一定額を超える人は年金一部支給停止だとか、年金に対する課税もされるという方向が出ていまして、まさに際限なき年金削減の方針が今出ているのが大きな問題だと思っております。

特に、3番目のマクロ経済スライドの問題で物価や賃金が上がりませんと、賃金指標がマイナスになった場合には年金のほうもひたすら低いほうに合わせて削っていくと、賃金マイナススライドと言われていますが、さらに、その各年度のマイクロ経済スライドで削り残しが出た場合はその分を翌年度以降に繰り越して、物価賃金が増える年度にまとめて、年金を目減りさせるという、いわゆるキャリーオーバーという制度も2018年度、もう既に施行ということしております。

今年10月に消費税が上がった場合に物価の上昇とか実質賃金の低下が予想されるわけで、それがこの年金削減に連動してしまう恐れも指摘をされております。そういう点ではこの請願項目、みんなが安心して暮らせる、そういう年金に拡充していく方針が必要でありますので、そういう点ではどれも妥当な要求だと思

うので、ぜひ私としては賛成し、採択を求めたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今、既に国のほうでは全世代型の社会補償制度改革というのを行っておりまして、子どもたちにおいては次年度から保育園の無償化というのが決まったりとか、それぞれに応じた社会保障制度ということで、どのように人生100年時代において、この年金も含めた社会保障が維持できるのかというのは現在まさに国のほうで改革を進めているところですので、この動向を踏まえた上でこうしたものに関しても改めてこの地方自治体においても協議していくべきだと思いますので、今回においては継続ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 それでは、ただいまの平成29年請願第3号については、本日のところは継続審査ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成29年請願第3号についての審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにしたしました請願につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項8件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、初めに、水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関することについて、執行部から説明を願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関することにつきまして、障害福祉課提出資料に基づき、御説明いたします。

1の制定理由でございますが、全ての障害者は意思疎通手段についての選択の機会が確保され、情報の取得または利用のための手段の選択の拡大が図られ、障害者が日常生活や社会生活を営む上で利用する意思疎通手段に対する理解をより深めていく必要がございます。

そのため、手話言語を初めとして、その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の理解の普及、利用できる環境の整備等を行い、利用促進するため、水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例を制定するものでございます。

2の主な制定内容でございますが、(1)目的につきましては、障害の有無にかかわらず、全ての人の意思疎通が円滑に行われ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現することとしております。

(2)基本理念といたしましては、ア、意思疎通手段の利用の促進における相互の人格と個性の尊重、イ、障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利の尊重の2点を掲げております。

(3)責務に関する規定につきましては、ア、市の責務、イ、市民の責務、ウ、事業者の責務をそれぞれ定めております。

(4)施策に関する規定につきましては、ア、障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解の普及、イ、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に係る環境の整備、ウ、手話の普及等に係る施策、エ、情報の発信等、オ、意思疎通支援者の養成、カ、事業者等に対する支援、キ、職員に対する研修について、それぞれ規定をしております。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

2ページ以降に条例案を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成31年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市災害弔慰金の支給等に関することについて、執行部から説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、水戸市災害弔慰金の支給等に関することについて、福祉総務課提出資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人等に関する規定の改正が必要なため、関係既定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、大きく4点ございますが、2ページの新旧対照表で御説明いたします。

第14条において、見出しの「利率」を「保証人及び利率」に改め、第1項で「災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、当該貸し付けに関し保証人を立てるか否かを選択することができる。」としております。

これは今回の施行令の改正によりまして、保証人の規定が削除され、保証人を立てるか否か、保証の範囲については市町村の判断で条例で定めることが適切であると通知を受けまして、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸し付けを準拠したものでございます。

次に、第2項において、これまで据え置き期間経過後の利率を延滞の場合を除き年3%だったものを今回の法律改正で年3%内で条例で定める率とするとなったことから、東日本大震災時の特例による貸し付け利率と同様に保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%に改めるものでございます。

次に、第3項において、「第1項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。」として、保証人の保証の範囲に関する規定を加えるものでございます。

次に、第15条において、施行令の改正に合わせて、償還方法に月賦償還を加え、そのほか一部文言の整理を行うものでございます。

補足といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行し、第2項の経過措置として、今回の改正は施行日後に生じた災害による貸し付けに適用し、施行日前の貸し付けについては従前の例によるとしてお

ります。

なお、3ページの参考資料には保証人、利率、償還方法に関して、法律及び施行令の改正内容に合わせて、条例の改正内容を示してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市医療福祉費支給に関することについて、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市医療福祉費支給に関することにつきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりの一環として、子どもに係る医療福祉費の支給対象の拡大を図るため、関係既定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、子どもに係る医療福祉費につきまして、現在の未就学児に加えまして、小中学生の外来、入院及び高校生相当の18歳までの入院につきまして支給要件であります所得制限を撤廃するものでございます。

3の施行期日は平成31年10月1日とするものです。

参考といたしまして、2ページ、3ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上ですが、本案件につきましては、第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により、御説明いたします。

1の改正理由でございますが、子育て世代の経済的負担を軽減するため、水戸市独自の取り組みといたしまして、ゼロ歳児から2歳児の保育料につきまして、全ての所得階層で保育料を減額するとともに、3歳児以上の保育料につきまして無償化とするため、関係規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、3点ございまして、(1)といたしまして、ゼロ歳児から2歳児の幼稚園、保育所等の特定教育・保育及び小規模保育事業、家庭的保育事業などの特定地域型保育の利用者負担金につきましては、これまで階層間で大きな差が生じていたため、階層を10階層から13階層に細分化し、各階層間での大きな差が生じないようにするとともに、全ての階層におきまして、利用者負担金の額を減額し、別表第1のとおりといたします。

(2)といたしまして、家庭的保育事業の利用者負担金につきましても、全ての階層で減額し、別表第2のとおりといたします。

(3)といたしまして、3歳児以上の幼稚園、保育所等の特定教育・保育及び小規模保育、家庭的保育事業の特定地域型保育の利用者負担金につきまして無償といたします。

ページを開けていただきまして、参考といたしまして、3歳未満児の利用者負担金の改定の概要を表にお示ししておりますので、お目通しいただければと思います。

3の施行期日につきましては平成31年10月1日からといたします。

説明は以上でございますが、本案件につきましては平成31年第1回水戸市議会定例会に議案として提出する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例における関係規定の整備を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、(1)といたしまして、家庭的保育事業の代替保育の提供につきましては、連携施設として、保育所、幼稚園及び認定こども園を確保することを規定しておりますが、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和によりまして、小規模保育事業A型事業者などやそれらと同等の能力を有すると市長が認めた者と連携、協力ができることを新たに規定するものでございます。

(2)といたしまして、家庭的保育者の居宅で行われる家庭的保育事業における食事の提供につきましては、事前調理を原則としておりますが、特例といたしまして、食事の外部搬入につきましては、連携施設や当該家庭的保育事業者と同一の法人などからの搬入を認めております。

その外部搬入施設の範囲を拡大し、保育所、幼稚園、認定こども園などから調理業務を委託している事業者につきましても市長が適当と認める場合には外部搬入が可能となることをつけ加えるものでございます。

(3)といたしまして、家庭的保育事業者の居宅で行われている家庭的保育事業の事前調理に関する規定の適用猶予期間をこれまでの5年から10年に延長するとともに、慎重に行うための必要な体制を確保する努力義務につきまして付則で規定するものでございます。

その他、関連する文言の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日といたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成31年第1回水戸市議会定例会に議案として提出する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市総合教育研究所に関することについて、執行部から説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 それでは、水戸市総合教育研究所に関することについて、総合教育研究所提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、組織体制の見直しに伴い、放課後児童対策を所管する放課後児童課が新たに設置されますことから、水戸市総合教育研究所の業務の一部について、放課後児童課への移管が

生じるため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容につきましては、総合教育研究所の業務のうち、移管いたします放課後児童対策に関するものを削除するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものです。

2ページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございますが、本件につきましては、平成31年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更につきまして、お手元に配付してございます歴史文化財課提出の資料により御説明いたします。

水戸城大手門復元整備工事につきましては、平成29年3月の第1回水戸市議会定例会におきまして議決をいただき、工事請負契約を締結しております。その概要を資料1の工事名から6の契約の相手方に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、7の変更理由でございますが、のり面部分の掘削作業中に新たな埋蔵文化財が発見されたことに伴う発掘調査や避雷針設置、樹木伐採等の追加工事を実施するため、水戸城大手門復元整備工事請負契約のうち、請負金額と工期を変更するものでございます。

8の変更契約金額は当初の4億6,116万円を1,615万6,800円増額し、4億7,731万6,800円に改めるものでございます。

9の変更工期は平成29年3月24日から平成31年9月30日でございます。

次に、添付資料により御説明いたします。

2ページをごらんください。

建設予定地でございます。

3ページをごらんください。

のり面部分の掘削作業中に新たな埋蔵文化財である瓦塀——練り塀ともいいますが、こちらが発見されたことに伴う発掘調査の範囲を示しております。

4ページをごらんください。

避雷針設置の工事を行う箇所を示しております。

5ページをごらんください。

発掘調査実施に伴う仮設通路のかけかえ工事の場所を示しております。

6ページをごらんください。

樹木の伐採工事の箇所を示しております。

説明につきましては、以上でございますが、本件につきましては、平成31年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について、執行部から説明願

います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 続きまして、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更につきまして、歴史文化財課提出の資料により御説明いたします。

水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事につきましては、平成30年3月の第1回水戸市議会定例会におきまして、議決をいただき、工事請負契約を締結しております。その概要を資料1の工事名から5の契約の相手方に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、6の変更理由でございますが、技能労務者への適切な賃金水準を確保するため、国の特例措置に準じて、労務費を変更するものでございます。

7の変更契約金額は当初の6億2,078万4,000円を167万4,000円増額し、6億2,245万8,000円に改めるものでございます。

次に、添付資料、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の特例措置の適用について、御説明申し上げます。

2ページをごらんください。

1の特例措置の概要でございますが、技能労務者への賃金水準を確保するため、平成30年3月1日以降に契約を締結し、旧労務単価を適用して積算した工事及び委託業務は、設計変更を行い新労務単価とするものでございます。

本特例措置の変更契約につきましては、建設工事請負契約書約款第51条及び設計業務委託契約書約款第49条に基づくものでございます。

2の対象工事及び委託でございますが、平成30年3月1日以降に契約を行う工事及び委託業務のうち、旧労務単価及び技術者単価を適用して予定価格を算出しているものでございます。

3の請負代金額の変更方式でございますが、変更後の請負代金額は新労務単価及び当初契約規定の物価により積算された予定価格に当初契約の落札率を掛けたものでございます。

説明につきましては以上でございますが、本件につきましては、平成31年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく御願いいたします。

○高倉委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 2つなんですけれども、医療福祉費支給に関することについて、所得制限の撤廃という御説明ですが、これにより拡大する子どもの対象人数と撤廃することによる影響額がわかる資料を提出していただければありがたいと思っております。それが1点希望です。

もう一つは、特定教育保育施設のいわゆる保育料の階層の問題ですが、これまでのそれぞれの階層の人数が何人ぐらいなのかと。それから、今後どういうふうはこの階層分化が、階層数がふえるので、それに伴ってどういうふうに変動すると見込まれるのか、そういうことがわかる資料を出していただければ、ありがたいと思います。よろしくお取り計らいいただければと思います。

○高倉委員長 ほかに。

ただいま田中委員のほうから水戸市医療福祉費支給に関することについて、その対象人数と影響額についての資料、また、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関することについて、所得階層における人数と変更後の人数の変動についての資料を求めるといってございましたが、ただいまのこの資料請求について、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、付託後に開催されます当委員会において、執行部より提出をお願いします。

それでは、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時34分 散会